

取手市政倫理審査会調査結果書の見出し構成（ポチ20211227再作成）

下線は抜粋記述

1調査請求の対象となった者	藤井信吾取手市長			
2調査請求の概要	(ポチ提出の調査請求書を改変)			
3調査の方法	文書による調査を依頼した者	ア取手新時代をひらく会（代表：藤井信吾市長） イ寄附者甲 ウ乙株式会社 エ茨城県南水道企業団（企業長：藤井信吾企業長）		
4調査結果（結論）	当審査会において調査した結果、本件調査請求に係る案件は、条例第4条第5号前段ないし後段のいずれの政治倫理基準にも該当するとはいえないと判断する。			
5調査結果（本文）	(1) 明らかな事実			
	(2) 第1～第3寄附が条例第4条第5号前段に該当するとの請求について	ア第1～第3寄附が乙株式会社からの寄附に該当するか	(ア) 条例第4条第5号前段の寄附主体 (イ) 乙株式会社が第1～第3寄附を行ったか (ア) 乙株式会社資産からの直接支出の有無	
		イ第1～第3寄附が実質的に乙株式会社からの寄附といえるか	(イ) 乙株式会社が企業団の工事を落札したと寄附との関連性の有無 a 第1～第3寄附と企業団の工事の関係性 b ひらく会の代表である市長が受注選定に関与するか c 第1～第3寄附によって乙株式会社が有利になったか d 結語	
		ウ結論	第1～第3寄附はいずれも乙株式会社によるひらく会への寄附ではないと認められることから、寄附者甲からの寄附が、条例第4条第5号前段にある「会社その他の団体からの寄附」に該当するとは認められない。 また法第22条第2項との関係で条例第4条第5号前段の寄附主体を自然人と解することは困難であるが、仮に自然人を含める解釈をしたとしても、第1～第3寄附が実質的に乙株式会社からの寄附であるとの特段の事情もない。 よって、第1～第3寄附が条例第4条第5号前段に該当するとはいえない。	
	(3) 第1寄附が別紙入札結果一覧番号2との関係で条例第4条第5号後段に該当するとの請求について	ア条例第4条第5号後段の寄附主体と条例第4条第5号後段該当性		
		イ政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附に該当するか	(ア) 別紙入札結果一覧番号2の工事と企業長の関与の有無 (イ) 乙株式会社が入札した工事の落札状況の変動の有無	別紙入札結果一覧番号1～26の最終業者選定に際して市長は規程上最終決定権を有しておらず、かつ市長が別紙入札結果一覧番号1～26に関与をした形跡も認められず、市長が乙株式会社に対し便宜を図った事実や影響力行使の事実も明らかでないから、そのような市長に対して寄附者甲が寄附をした第1寄附が、客観的に外部からみて政治的又は道義的批判を受けるおそれがある寄附であるということではない。
			(ウ) 政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附に該当するか	
	ウ結論	これらの事情を総括すると、寄附者甲からの寄附は、乙株式会社による寄附、すなわち企業からの寄附と判断することはできないことに加え、企業団の各規程では別紙入札結果一覧番号2の指名業者最終決定権は所長の専決事項とされていること、別紙入札結果一覧番号3以降の入札結果でも乙株式会社が落札できなかった件数が多数となっていることからすると、別紙入札結果一覧番号2の指名業者最終選定において企業団の企業長を兼ねている市長が関与していたとは認められない。 そして乙株式会社から提出された決算報告書及び総勘定元帳からも乙株式会社の会社資産から第1寄附がされていない事実を確認できること、市長が別紙入札結果一覧番号2につき各規程で指名業者選定の最終決定権者とされていないこと、別紙入札結果一覧番号3以降の入札結果でも乙株式会社が落札できなかった件数が多数であったことからすると、別紙入札結果一覧番号2との関係で第1寄附が乙株式会社から市長に対する受注の謝礼であると認定することはできず、さらに別紙入札結果一覧番号1～26の最終業者選定に際して市長は規程上最終決定権を有しておらず、かつ市長が別紙入札結果一覧番号1～26に関与をした形跡も認められず、市長が乙株式会社に対し便宜を図った事実や影響力行使の事実も明らかでないから、そのような市長に対して寄附者甲が寄附をした第1寄附が、客観的に外部からみて政治的又は道義的批判を受けるおそれがある寄附であるということではない。 よって、第1寄附について、別紙入札結果一覧番号2との関係で条例第4条第5号後段に該当するということもできない。		
	(4) 総括	以上のことから、本件調査請求において条例第4条第5号前段ないし後段の政治倫理基準に該当するとして請求されている第1～第3寄附についてはいずれも、条例第4条第5号前段ないし後段の政治倫理基準に該当するとはいえず、「4調査結果（結論）」のとおり判断するものである。		
	6付言	収支報告書の記載は正確に行う必要があり、市民から疑義を持たれることのないよう、政治団体としての事務の執行には注意されたい。		